

上天草市告示第26号

上天草市使用済自動車海上輸送費補助金交付要綱を次のように定める。

令和2年3月31日

上天草市長 堀江隆臣

上天草市使用済自動車海上輸送費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「法」という。）の規定に基づき、指定再資源化機関が実施する離島支援対策に則り、湯島における使用済自動車に関連事業者へ引き渡すための海上輸送に要した経費に対し、上天草市使用済自動車海上輸送費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、上天草市補助金等交付規則（平成16年上天草市規則第35号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 使用済自動車 法第2条第2項に規定する使用済自動車をいう。
- (2) 指定再資源化機関 法第105条に規定する指定再資源化機関をいう。
- (3) 関連事業者 法第2条第17項に規定する関連事業者をいう。
- (4) 海上輸送 使用済自動車を湯島島外に搬出するため、市長が認める方法により輸送することをいう。
- (5) 海上輸送費 海上輸送のための船舶借上料及び荷役費をいう。
- (6) 移動報告 法第82条第1項に規定する移動報告をいう。
- (7) 引取証明書 法第2条第11項に規定する引取業者が使用済自動車を引き取る際に、法第80条の規定により使用済自動車の引取りを求めた者に対して交付する書面をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、海上輸送費を負担した者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としなない。

(1) 関連事業者であって、海上輸送を行った日（以下「海上輸送日」という。）と移動報告を行った日との間に50日以上の間があるもの

(2) 関連事業者以外の者であって、海上輸送日と引取証明書に記載されている引取日との間に7日以上の間があるもの

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、海上輸送費とする。

2 補助金の額は、補助対象経費の合計額に100分の80を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

(交付の申請及び実績報告)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、海上輸送日から起算して2月以内に、上天草市使用済自動車海上輸送費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号。以下「交付申請書兼実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

(1) 海上輸送費を支払ったことを証明する書類

(2) 引取証明書又は引渡先の関連事業者が使用済自動車を引き取ったことを証する書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定及び額の確定)

第6条 市長は、前条の規定により交付申請書兼実績報告書が提出された場合において、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付の決定及び額の確定をするものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定及び額の確定をしたときは、上天草市使用済自動車海上輸送費補助金交付決定及び確定通知書（様式第2号。以下「交付決定及び確定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条の規定により交付決定及び確定通知書を受けた申請者（以下「補

助事業者」という。)は、補助金の交付を受けようとするときは、上天草市使用済自動車海上輸送費補助金交付請求書(様式第3号)を市長に提出するものとする。

(報告等)

第8条 市長は、補助金の交付に関し必要があると認めるときは、補助事業者に対し報告を求め、又は当該職員に調査を行わせることができる。

(交付の決定及び額の確定の取消し)

第9条 市長は、補助金の交付を受けた補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定及び額の確定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 法令の規定に違反したとき。
- (3) その他市長が必要と認めるとき。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定及び額の確定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

年 月 日

上天草市長 様

申請者 所在地
 名 称
 代表者名 印
 (個人にあつては、住所及び氏名)
 電話番号

上天草市使用済自動車海上輸送費補助金交付申請書兼実績報告書

上天草市使用済自動車海上輸送費補助金の交付を受けたいので、上天草市使用済自動車海上輸送費補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請するとともに、関係書類を添えてその実績を報告します。

記

車 体 番 号		
最 終 所 有 者	住所	
	氏名	
関連事業者 <input type="checkbox"/> 引取業者 <input type="checkbox"/> フロン類回収業者 <input type="checkbox"/> 解体業者 <input type="checkbox"/> 破砕業者 <small>※いずれかにチェックしてください。</small>	所在地	引取日 年 月 日
	名称及び代表者名	
海 上 輸 送 業 者	所在地	海上輸送日 年 月 日
	名称及び代表者名	
海 上 輸 送 費	円	
補 助 金 交 付 申 請 額	円 ※海上輸送経費×0.8 (100円未満切捨て)	

添付書類

- (1) 海上輸送費を支払ったことを証明する書類
- (2) 引取証明書又は引渡先の関連事業者が使用済自動車を引き取ったことを証する書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

上天草市長

印

上天草市使用済自動車海上輸送費補助金交付決定及び確定通知書

年 月 日付けで申請のあった上天草市使用済自動車海上輸送費補助金については、上天草市使用済自動車海上輸送費補助金交付要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり交付することに決定し、併せてその額を確定したので通知します。

記

補助金交付決定及び確定額 金 _____ 円

(表)

年 月 日

上天草市長 様

請求者 所在地
名 称
代表者名 印
(個人にあつては、住所及び氏名)
電話番号

上天草市使用済自動車海上輸送費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定及び額の確定の通知があつた上天草市使用済自動車海上輸送費補助金について、上天草市使用済自動車海上輸送費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 補助金請求額 金 _____ 円

2 振込先口座情報

金融機関名		支店名等	
預金種別	普通・当座	口座番号	
(フリガナ)			
口座名義人			

※ 原則として、請求者本人名義の口座を御記入ください。
本人名義以外の口座への振込みの場合は、裏面の委任状が必要です。

(裏)

委 任 状

住 所

氏 名

私は、上記の者を代理人に定め、これに上天草市使用済自動車海上輸
送費補助金の受領に関する権限を委任します。

年 月 日
住 所

氏 名 印